

本署事務局に於ける支拂金の支拂期日より遅延する時は、
支拂金の支拂期日より遅延する時は、

一九三〇.一〇.六.

伊豆川財務会

争議同一同

年八月二日

第3652号

昭和五年十月十九日

監視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏
社会局長官

北野通算部大蔵省新川

時事新報社出資所時事新報社新報社議院入件 (二二件)

要旨(1)出資所三社配達方法と當事者たる新報社の代理人相手方等

(2)新方有三界行後新報社員入逃走中二三日平生版新報社員會幹部
力士連中他方ビラチ撒布シ宣傳=アマハアマリ

標記事項ニ常シ甚一後、状況を記一通り